

○犯罪被害者の医療費に係る公費負担要領の一部改正について

平成27年6月8日県相甲達第10号
会甲達第5号、刑企甲達第76号
捜一甲達第31号
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 平成22年6月14日付け県相甲達第6号、会甲達第11号、刑企甲達第51号、
捜一甲達第33号「犯罪被害者の医療費に係る公費負担要領の制定について
(通達)」

犯罪被害者の医療費に係る公費負担制度については、対号に基づき実施しているところ
であるが、このたび、別添のとおり「犯罪被害者の医療費に係る公費負担要領」を一部改
正することとしたので、遺漏のないようにされたい。

別添

犯罪被害者の医療費に係る公費負担要領

1 目的

この要領は、犯罪被害者の医療費を公費で負担することについて必要な事項を定め、もって、犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、捜査への協力を確保することを目的とする。

2 対象者

後記3の対象犯罪に該当する被害者であって、事件立証上、警察が医療機関による受診を必要と認めたものに対して公費負担できるものとする。

3 対象犯罪

(1) 身体犯（性犯罪を除く。）

ア 殺人未遂罪（刑法第199条の罪の未遂。）

イ 強盗致傷罪（刑法第240条前段の罪。未遂を含む。）

ウ 逮捕等致傷（刑法第221条の罪。）

エ 傷害罪（刑法第204条の罪。ただし、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったものに限る。）

オ 上記の罪以外で、致傷を結果とする結果的加重犯において、致傷の結果が生じたもののうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの。

カ その他警察署長が必要と認める犯罪

(2) 性犯罪

ア 強制わいせつ罪（刑法第176条の罪。未遂を含む。）

イ 強姦罪（刑法第177条の罪。未遂を含む。）

ウ 準強制わいせつ及び準強姦罪（刑法第178条の罪。未遂を含む。）

エ 集団強姦等（刑法第178条の2の罪。未遂を含む。）

オ 強制わいせつ等致傷（刑法第181条の罪。）

カ 強盗強姦罪（刑法第241条前段の罪。未遂を含む。）

キ その他警察署長が必要と認める犯罪

4 対象経費

(1) 身体犯被害者

ア 初診料（治療費、投薬料等は含まない。）

イ 診断書料

(2) 性犯罪被害者

ア 初診料

イ 処置料

- ・ 致傷に伴う処置料及び投薬料
- ・ 子宮頸管粘液採取に伴う費用
- ・ 膣洗浄、尿検査、超音波検査、基本検査に伴う費用
- ・ 避妊のために緊急に行った処置に係る費用

ウ 性感染症検査費用

H I V（エイズ）、B型肝炎、クラミジア、淋病、梅毒、その他特に検査が必要と認められる性感染症の検査に要する費用

エ 人工妊娠中絶費用（妊娠検査費用を含む。）

オ 診断書料

5 公費負担の範囲

(1) 初診料及び診断書料は、被害者1人につき1回（通）分とするが、負傷の部位により複数の医療機関で診察を要した場合は、それぞれの医療機関ごとに1回（通）分とする。

(2) 性犯罪被害者の処置料は、初回診察時の1回分とし、負傷の部位により複数の医療機関で診察を要した場合は、それぞれの医療機関ごとに1回分とする。

(3) 性犯罪被害者の性感染症検査費用は、それぞれの検査について潜伏期間等を考慮して被害から一定の期間を置いて行う必要があることから、原則、被害者が被害後4か月を期限として受診する検査に係る実費額とする。

(4) 性犯罪被害者の人工妊娠中絶費用は、母体保護法（昭和23年法律第156号）第14条に基づく人工妊娠中絶を行う場合で、その手術に係る実費額とする。

6 公費負担を除外する場合

(1) 犯罪行為が行われた時点において、被害者と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があったとき。ただし、特段の事情があり公費負担することが妥当であると認められた場合を除く。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 兄弟姉妹

エ 三親等内の親族又は同居の親族

(2) 被害者に暴行、脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為があったとき。

(3) 被害者に当該犯罪行為を容認する行為があったと認められるとき。

(4) 被害者が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき。

(5) 被害者が公費負担を希望しないとき。

(6) 被害者に虚偽申告の疑いがあるとき。

(7) その他公費負担することが社会通念上適切でないと認められるとき。

7 公費負担の手続

(1) 対象犯罪を認知した警察署の事件担当課長は、別記様式「犯罪被害者の医療費に係る公費負担報告（申請）書」により警察署長に報告するものとする。

(2) 報告を受けた警察署長は、対象経費を公費負担する必要があると判断した場合は、事件担当課長に、被害者に対して、この制度の趣旨及び公費負担の範囲等を説明させ、その意思を確認した上で公費負担を認定するものとする。

(3) 事件担当課長は、上記により警察署長の認定を受けた対象経費の公費負担に

ついて、医療機関の医師等に対して、この制度の趣旨等を説明し、理解を得るものとする。

(4) 警察署長は、公費負担を認定したものについて、速やかに警務部県民支援相談課長（以下「県民支援相談課長」という。）へ報告するものとする。

8 運用上の留意事項

(1) 性犯罪被害者がこの制度による性感染症検査を希望する場合は、事件担当課長は、被害者に対し、必ず事前に連絡するよう依頼しておくこと。

(2) 性犯罪被害者がこの制度による人工妊娠中絶を希望する場合は、必ず事前に県民支援相談課長と協議するものとする。

(3) 被害者が少年の場合には、保護者等に対しても、この制度の趣旨等を説明し、理解を得るものとする。

(4) 警察本部各部の特捜係等で、この制度を運用する場合は、上記手続に準ずるものとする。

(5) この制度の運用に当たって、疑義が生じた場合は、県民支援相談課長と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成22年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月8日から施行する。

別記様式（省略）